

# 長寿医療（後期高齢者医療）制度保険料のお知らせ

## 保険料の納付忘れはありませんか？

年金から引かれていると思い込んだまま、督促状が届いてもそのままだと保険料が滞納になってしまいます。お手元に、保険料のお知らせが届いた場合は、必ず内容を確認され、分からない場合は市役所高齢者支援課または各支所の窓口におたずねください。

## ○保険料の納付方法

保険料は、介護保険と同じで個人ごとに賦課され、原則年金からの差し引き（特別徴収）ですが、年の途中で75歳になられた方や転入された方、年間の年金額が18万円未満の方、介護保険料と長寿医療制度の合計額が年金額の1/2を超える方は納付書でのお支払い（普通徴収）となります。（但し、本年は保険料の軽減が実施され、一部の方は9月分から納付書でのお支払いに変更になっています。）

## ○口座振替のお願い

納付書でのお支払い（普通徴収）の方で、口座振替による納付を希望される場合は、国民健康保険税をこれまで口座振替により納付されていた方についても、長寿医療制度は平成20年度に新しくできたため、新たに金融機関で口座振替依頼のお手続

が必要になります。

お届けの用紙は各金融機関に置いてありますので便利な口座振替をご利用ください。金融機関へのお届けの翌月から口座振替が可能になります。

## ○長寿医療（後期高齢者医療）制度の説明会について

制度のことをもっと詳しく知りたいとお考えの方々に、担当者が出向いて説明会を行います。各地区や、老人会単位で説明会を希望される場合はお気軽にお申し込みください。

## 【問い合わせ先】

高齢者支援課高齢者医療係 ☎22-3145  
内牧支所市民係 ☎32-1111  
波野支所市民係 ☎24-2001

# 児童・生徒の就学指定校の変更制度について



阿蘇市では、小・中学校への就学について、教育委員会が住民基本台帳の住所により就学すべき学校を指定していますが、理由があり指定校以外の学校を希望する方のために、指定校変更という制度があります。この制度は、下記のとおり許可の基準を定めて実施しています。

来年度の新入学児童・生徒の指定校変更については、12月中にご家庭へお送りする『入学通知書』に手続き方法が記載されていますので、指定校の変更を希望する方は、入学通知書が到着後、所定の手続きを行ってください。

## ◆就学指定校変更の基準

- (1) 地理的な事情に関するもの
- (2) 身体的な事情に関するもの
- (3) 家庭の事情に関するもの
- (4) 教育的な配慮を必要とするもの
- (5) その他、教育委員会が適当であると認めるもの

※学校運営又は施設の状況等から判断し、指定校変更が認められない場合があります。

その他、それぞれの基準の詳細については、教育委員会事務局におたずねください。

〈問い合わせ先〉 教育委員会 学務係 ☎22-3229

